

～ご不幸にともなう手続きについて～

突然のご不幸に対しまして心よりお悔やみ申し上げます。

亡くなられた方およびご家族の方につきまして、次の手続きが必要になる場合がありますので、ご自身で該当するものを確認の上、担当窓口にて手続き・お問い合わせ等してください。必要な手続きを行いませんと、手当や医療費助成等が受給できない場合がありますのでご注意ください。

なお、手続きによっては、ご本人確認、マイナンバー(個人番号)確認が必要な場合があります。詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

*「手続きのご案内」をお渡ししている場合は、重複している項目があります。

受付時間 平日8:30～17:00(木曜日のみ20:00まで。ただし、※印の窓口を除きます。)

項 目		担当窓口	備 考
☐	住民票の異動 世帯主の変更	1階④番 市民課	亡くなられた方についての手続きは必要ありません。 亡くなられた方が世帯主で、同じ世帯にほかに2名以上世帯員がいる場合には世帯主変更届が必要です。 国民健康保険証(資格確認書)をお持ちの方は世帯主の変更がありますのでお持ちください。
☐	マイナンバー(個人番号) カード		亡くなられた方のマイナンバー(個人番号)カードの返還は義務ではありません。死亡後の様々な請求で、個人番号が必要となることがあります。返還される場合は各種手続きを終えてからの返還をお願いします。
☐	印鑑登録 おうめ市民カード 住民基本台帳カード	1階③/④番 市民課	印鑑登録証・おうめ市民カード・住民基本台帳カードをお持ちの場合はお返しください。
☐	青梅市国民健康保険に 加入していた方	1階⑦番 保険年金課	保険証(資格確認書)や各種認定証をお持ちの方はお返しください。 喪主の方に対して、葬祭費の一部を支給する制度があります。葬儀の領収書または会葬礼状・喪主の方の印鑑(朱肉を使うもの)と振込先口座がわかるものが必要です。
☐	国民健康保険税		亡くなられた方が世帯主の場合、課税されていた保険税について、納税していただく方を定める手続きが必要です。
☐	年金に加入していた方 年金を受給していた方	1階⑧番 保険年金課	年金事務所・各共済組合等での手続きが必要です。詳しくは担当窓口にお問い合わせください。
☐	後期高齢者医療制度に 加入していた方	1階⑨番 保険年金課	保険証(資格確認書)や各種認定証をお持ちの方はお返しください。 喪主の方に対して、葬祭費の一部を支給する制度があります。葬儀の領収書または会葬礼状・喪主の方の印鑑(朱肉を使うもの)と振込先口座がわかるものが必要です。
☐	社会保険等に参加していた方	ご加入していた健康保険組合等にお問い合わせください。	
☐	介護保険証をお持ちの方	1階⑩A番 介護保険課	介護保険に関する手続きが必要な場合があります。担当窓口にお立ち寄りください。

(裏面に続きます)

項 目		担当窓口	備 考
☐	身体障害者手帳 愛の手帳 精神保健福祉手帳 自立支援医療(精神通院)	1階⑪番 障がい者福祉課	返還の手続きが必要です。
☐	心身障害者福祉手当 難病福祉手当 特別障害者手当等 重度心身障害者手当		亡くなられた方が障害に関する手当を受給していた場合は手続きが必要です。
☐	特別児童扶養手当		亡くなられた方が手当を受給していた場合、ご不幸にしてお子さんが亡くなられた場合に手続きが必要です。
☐	心身障害者医療費助成 難病医療費助成 自立支援医療(更生医療) 障害福祉サービス 地域生活支援事業 障害児通所支援	1階⑪番 障がい者福祉課	受給者証をお返してください。
☐	小児慢性特定疾病医療費助成および養育医療給付	健康センター ※こども家庭センター	受給者証をお返してください。
☐	大気汚染医療費助成	健康センター ※健康課	受給者証をお返してください。
☐	学童保育所をご利用の方	1階⑫A番 子育て応援課	世帯員変更等の手続きが必要です。
☐	お子さんに関する手当や医療費助成を受けている方	1階⑫B番 こども育成課	亡くなられた方がお子さんを養育していた場合、ご不幸にしてお子さんが亡くなられた場合には、児童手当等の各手当、各医療費助成にかかる手続きが必要です。 (亡くなられた日の翌日から15日以内)
☐	保育園・幼稚園をご利用の方		世帯員変更等の手続きが必要です。
☐	市税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付	1階⑭番 収納課	亡くなられた方に課税されていた市税等の納付についてはお問い合わせください。
☐	125cc以下のバイク・ミニカー・小型特殊自動車をお持ちの方	1階⑮A番 課税課	亡くなられた方が所有の125cc以下のバイク・ミニカー・小型特殊自動車について、廃車または名義変更の手続きが必要です。 ※軽四輪(軽乗用車等)に関しては、軽自動車検査協会八王子支所(☎050-3816-3103)へ、軽二輪・小型二輪に関しては、八王子自動車検査登録事務所(☎050-5540-2034)へお問い合わせください。
☐	市・都民税		亡くなられた方の昨年の収入にかかる市・都民税について、納税していただく方を定める手続きが必要です。
☐	固定資産税・都市計画税を納めている方	1階⑮B番 課税課	亡くなられた方所有の土地や家屋について、納税していただく方を定める手続きが必要です。
☐	就学援助費 特別支援就学奨励費 青梅市育英資金	3階 ※教育委員会 学務課	就学援助費・特別支援就学奨励費を受けている方、青梅市育英資金融資を受けている方は担当窓口で手続きが必要です。

項 目		担当窓口	備 考
☐	相続による農地取得	3階 ※農業委員会	相続により農地を取得した場合には手続きが必要です。
☐	相続による森林の土地取得	3階 ※農林水産課	相続により森林の土地を取得した場合には手続きが必要です。
☐	相続による生産緑地の取得	5階 ※都市計画課	亡くなられた方が生産緑地(農地・山林)を所有していた場合には名義変更等の手続きが必要です。担当窓口にお問い合わせください。
☐	犬を飼っている方	5階 ※環境政策課	亡くなられた方が飼い主だった場合、所有者変更の手続きが必要です。
☐	青梅市墓地公園を使用されている方		ご納骨の際に埋火葬許可証が必要となります。使用者本人がお亡くなりになった場合等の手続きについては担当窓口にお問い合わせください。
☐	青梅市墓地公園以外の墓地・霊園・納骨堂	ご納骨の際に埋火葬許可証が必要となりますので、大切に保管してください。詳しくは直接ご納骨先の墓地・霊園・納骨堂にお問い合わせください。	
☐	市営住宅にお住まいの方	5階 ※住宅課	明渡し、世帯員変更または名義人の承継等の手続きが必要です。担当窓口にお問い合わせください。
☐	浄化槽・くみとり式トイレを使用している方	5階 ※清掃リサイクル課	個人管理の浄化槽・くみとり式トイレを使用している住宅にお住まいの方が亡くなられた場合は、廃止の手続き等が必要となる場合がありますので、担当窓口にお問い合わせください。
☐	井戸・簡易水道をご使用の方	6階 ※下水道課	井戸・簡易水道が下水道や公設浄化槽に接続されている場合、世帯人数変更または廃止の手続きが必要です。担当窓口までご連絡ください。
☐	公設浄化槽をご使用の方	6階 ※下水道課	亡くなられた方が所有者だった場合、担当窓口で使用者変更の手続きが必要です。
☐	水道の手続き	亡くなられた方が水道や井戸・簡易水道の契約者であった場合、手続きが必要です。 詳しくは東京都水道局多摩お客さまセンター(0570-091-100または042-548-5110)にお問い合わせください。	
☐	金融機関口座の解約	詳しくは各金融機関にお問い合わせください。	
☐	不動産の相続登記	亡くなられた方所有の不動産について相続登記の手続きが必要です。 詳しくは東京法務局西多摩支局1階 登記相談窓口(042-551-0360 福生市南田園3-61-3)にお問い合わせください。	